明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○高気圧作業安全衛生規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令（厚生労働一四）　一
○装置型式指定規則の一部を改正する省令（国土交通六）　三
○地方整備局組織規則の一部を改正する省令（同七）　四
〔告　示〕
○強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を指定する件（文部科学一〇）　七
○教科書の定価認可基準の一部を改正する件（同一一）　二
○高圧室内作業主任者免許試験及び潜水士免許試験規程及び高気圧作業安全衛生規則第八条第二項等の規定に基づく厚生労働大臣が定める方法等の一部を改正する告示（厚生労働二四）　二
○肥料取締法施行規則第十九条の二第一項の規定に基づき表示を要する普通肥料及びその表示事項を定める件の一部を改正する件（農林水産三二八）　二
○特殊肥料の品質表示基準を定める件の一部を改正する件（同三二九）　二
○道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する件（国土交通一四七）　三
○美樹ヘリポートの設置許可申請があった件（同一四八）　三
〔官庁報告〕
公聴会
美樹ヘリポートの設置に関する公聴会（東京航空局）　三
〔公　告〕
諸事項
官庁
犯罪被害財産支給手続開始決定、基本測量関係事項関係　三
裁判所
破産、免責、再生関係　五
特殊法人等
日本弁護士連合会裁決取消訴訟の判決確定関係　六
地方公共団体
行旅死亡人関係　七
会社その他
会社決算公告　七

省令

○厚生労働省令第十四号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第二十七条第一項及び第七十二条第一項の規定に基づき、高気圧作業安全衛生規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年二月九日

厚生労働大臣　加藤　勝信